



# 島根県報

平成21年2月3日(火)

第2,056号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 4

**【正 誤】**

平成21年1月23日付け島根県報第2,053号中

(森林整備課) 5

**告 示**

島根県告示第67号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年2月3日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	講武古江線	松江市古志町611番地先から同町804番地先まで	前	メートル 7.00～9.00	メートル 135.00	道路改良工事 仮設道設置	
			後	7.00～31.00	135.00		
〃	大東東出雲線	八束郡東出雲町須田427番1地先から同1807番24地先まで	前	10.00～45.00	100.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 仮設道設置	
			後	10.00～60.00	100.00		
〃	〃	松江市八雲町熊野4510番3地先から同340番1地先まで	前	10.60～13.60	80.00	災害復旧工事 拡幅	
			後	11.00～16.00	80.00		
〃	出雲三刀屋線	出雲市大津町上来原2842番地先から同3243番1地先まで	前 A	8.20～11.20	510.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川事業 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	8.20～11.20		510.00
				B	10.50～11.43		530.00
〃	佐野波子停車場線	浜田市宇津井町1015番2地先から同町526番2地先まで	前	6.10～26.80	219.00	浜田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	10.60～35.50	220.00		
			前	3.40～8.30	275.00	道路改良工事	

〃	白上横田線	益田市横田町2177番1 地先から同町2157番2 地先まで	後	6.20～ 10.30	275.00	益田県土整備 事務所	拡幅
---	-------	--------------------------------------	---	----------------	--------	---------------	----

島根県告示第68号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年2月3日

島根県知事 溝口善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	講武古江線	松江市古志町611番地先から同町804番地先まで	メートル 137.00	平成21年 2月3日	松江県土整備 事務所	
〃	大東東出雲線	松江市八雲町熊野4510番3地先から同340番1地先まで	80.00	平成21年 2月3日		
〃	出雲三刀屋線	出雲市大津町上来原2842番地先から同3243番1地先まで	530.00	平成21年 2月3日	出雲県土整備 事務所	
〃	皆井田江津線	江津市跡市町4023番2地先から同町1670番1地先まで	132.00	平成21年 2月3日	浜田県土整備 事務所	
〃	佐野波子停車場線	浜田市宇津井町1015番2地先から同町526番2地先まで	220.00	平成21年 2月3日		
〃	白上横田線	益田市横田町2177番1地先から同町2157番2地先まで	275.00	平成21年 2月3日	益田県土整備 事務所	

**正 誤**

平成21年1月23日付け島根県報第2,053号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から14	(1) 立木の伐採の方法	2 指定の目的 水源のかん養 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法